

社会福祉法人「アクションプラン 2025」(全国社会福祉法人経営者協議会)

当法人は社会福祉法第 24 条(経営に原則)に基づき、社会福祉法人の使命(社会的責任)である「社会、地域における福祉の充実・発展」に努めます。

① 社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たすこと。

② 制度の狭間にあるものを含め地域の様々な福祉需要にきめ細かく対応すること。

これらの使命を果たすため次の 10 の「経営原則」に基づき公共的・公益的かつ信頼性の高い社会福祉法人にふさわしい経営に努めます。

【公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営のための原則】

①公益性	②継続性	③透明性	④倫理性	⑤非営利性
⑥開拓性	⑦組織性	⑧主体性	⑨効率性	⑩機動性

以上の 10 の経営原則に基づき、「社会福祉法人行動指針」(社会福祉法人に求められる取組課題)を、4 つの「基本姿勢」の観点から 14 の「行動指針」(長期ビジョン)を設定する。

アクションプラン 2025 「社会福祉法人行動指針」(社会福祉法人に求められる取組課題)

4 つの「基本姿勢」		14 の「行動指針」	
I	経営に対する基本姿勢 自主性・自律性をもって未来志向で事業を展開する社会福祉法人	①経営者としての役割	
		②組織統治の強化	
		③健全で安定的な財務基盤の確立	
		④コンプライアンスの徹底	
II	支援に対する基本姿勢 地域全体を支え、制度の狭間のニーズに応える社会福祉法人	⑤人権の尊重	
		⑥包括的支援の充実・展開	
		⑦サービスの質の向上	
III	地域社会に対する基本姿勢 地域生活課題に対して包括的かつ公益的に取り組む社会福祉法人	⑧安心・安全の環境整備	
		⑨地域共生社会の推進	
IV	福祉人材に対する基本姿勢 福祉人材の採用・育成・定着に取り組む社会福祉法人	⑩信頼と協力を得るための積極的な PR	
		⑪中長期的な人材戦略の構築	
		⑫人材の採用に向けた取組の強化	
		⑬人材の定着に向けた取組の強化	
		⑭人材の育成に向けた取組の強化	

(参考) 社会福祉法第 24 条(経営の原則等)

- 1 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

◎持続可能な開発目標 (SDGs) ⇒ 持続可能な発のための 2030 アジェンダ

2015 年 9 月の国連サミットで採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標

① 貧困 貧困をなくそう	② 飢餓 飢餓をゼロに	③ 保健 すべての人に健康と福祉を	④ 教育 質の高い教育をみんなに	⑤ ジェンダー ジェンダー平等を実現しよう
⑥ 水・衛生 安全な水とトイレを世界中に	⑦ エネルギー エネルギーをみんなにそしてクリーンに	⑧ 成長・雇用 働きがいも経済成長も	⑨ イノベーション 産業と技術革新の基盤をつくろう	⑩ 不平等 人や国の不平等をなくそう
⑪ 都市 住み続けられるまちづくりを	⑫ 生産・消費 つくる責任つかう責任	⑬ 気候変動 気候変動に具体的な対策を	⑭ 海洋資源 海の豊かさを守ろう	⑮ 陸上資源 陸の豊かさも守ろう
⑯ 平和 平和と公正をすべての人に	⑰ 実施手段 パートナーシップで目標を達成しよう			